

# 第1章

# 令和6年版 労働経済の分析

労働経済白書（労働経済の分析）は、一般経済や雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する報告書である。

今回の白書では、「人手不足への対応」をテーマとして分析を行い、2023年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめ、また、我が国の人手不足の動向やその背景を分析し、人手不足への対応に向けた方向性等も示している。

## 1 今年のポイント

### (1) 2023年の労働経済の推移と特徴

我が国の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中で、改善の動きがみられた。正規雇用労働者は女性を中心に9年連続で増加。人手不足感は、新型コロナウイルス感染症の拡大前よりも強まった。

現金給与総額は3年連続で増加。民間主要企業の賃上げ率は3.60%、2年連続で前年を上回る。物価上昇により実質賃金は減少した。

※実質賃金：前年比▲2.5%（2022年▲1.0%、2021年+0.6%）



現金給与総額は3年連続で増加。

所定内給与は、一般労働者では月額約5,000円増で1997年以降最大の増加幅、パートタイム労働者も月額約2,500円増で2000年以降最大の増加幅。

### (2) これまでの人手不足局面とその背景

過去半世紀でみると、1970年代前半、1980年代後半～1990年代前半、2010年代以降現在までの3期間で人手不足が生じており、2010年代以降は、人手不足を感じる企業が過去よりも多く、その期間も長期化している。

人手不足には、需要増加、労働時間短縮、サービス産業化の進展等が複合的に影響。今後も人口減少や高齢化が続くことが見込まれる中、2010年代以降の人手不足は「長期かつ粘着的」となっている。

### (3) 2010年代以降の人手不足の現状

産業・職業別に労働力の不足度合い（労働力需給ギャップ）をみると、2017年以降、総じて労働力供給が労働力需要を下回り、2023年には、人手不足が相当に広い範囲の産業・職業で生じている。

労働移動について、中小企業から大企業への移動は増加傾向。我が国では、欠員率に対する賃金上昇率の感応度が高く、人手不足は賃金を引き上げる効果がある可能性。

#### (4) 誰もが活躍できる社会の実現

「就業希望はあるが求職していない無業者」は約 460 万人、無業の求職者は約 320 万人。求職していない理由は「病気・けが・高齢のため」が多く、女性は「出産・育児・介護・看護のため」が多い。

女性の就業率は諸外国並みだがパート比率が高い。非労働力・失業からの就労参加は非正規雇用が中心である。高齢者の就業率は国際的に高い水準だが、就業率の低下が 65 歳でみられるほか、60 歳を境に非正規雇用比率が上昇。近年増加する外国人を惹きつけるには、賃金や休日等の総合的な待遇改善が重要となる。

#### (5) 人手不足への対応

介護分野、小売・サービス分野においては、人手不足緩和に向け、離職率を低下させることが重要である。人手不足緩和に効果的な取組を分析すると、総じて、賃金や労働時間だけではなく、職員の負担を軽減するような機器の導入、相談体制や研修、給与制度の整備等、労働環境・労働条件の改善が重要である。

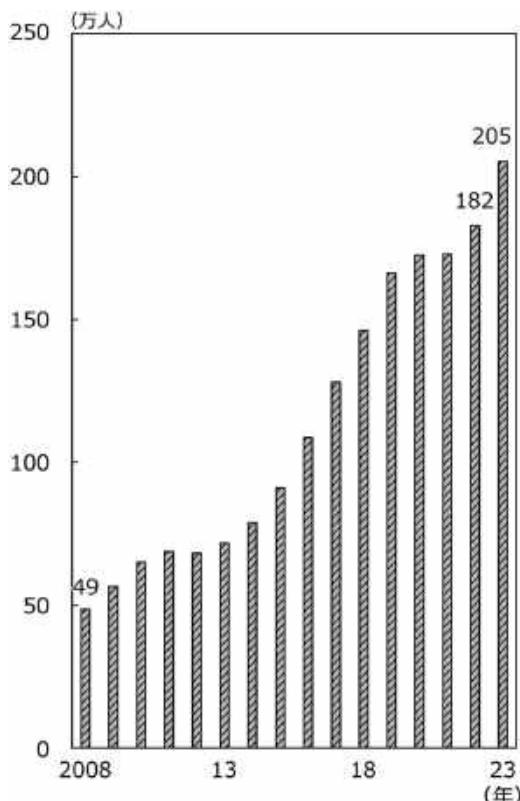
- ・介護分野：介護事業所の標準的な水準以上の賃金の確保、相談支援の整備、定期的な賞与の支給、ＩＣＴ機器等の導入等
- ・小売・サービス分野：少なくとも月 20 万円以上の月額賃金の確保、研修や労働環境の整備、給与制度等の労働条件の整備等

 MESSAGE	労働経済の動きについては、日頃からニュースなどでも、最新の情報をチェックしておきましょう。
--	---

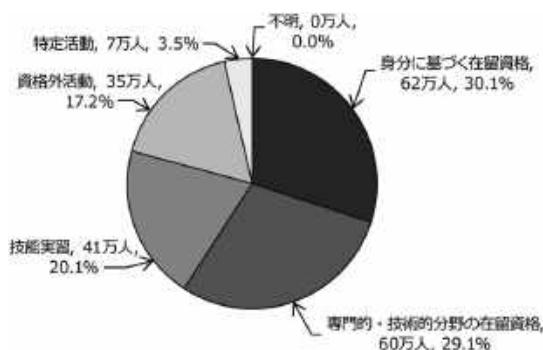
## 2 図表で確認

### ▼外国人労働者数等の概観

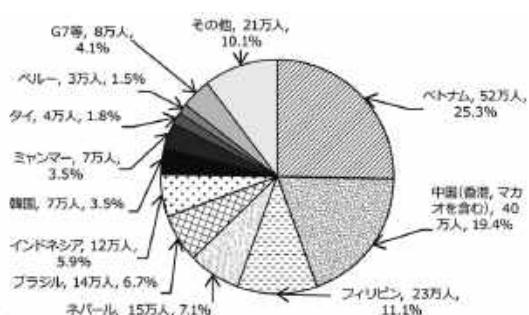
#### (1) 外国人労働者数の推移



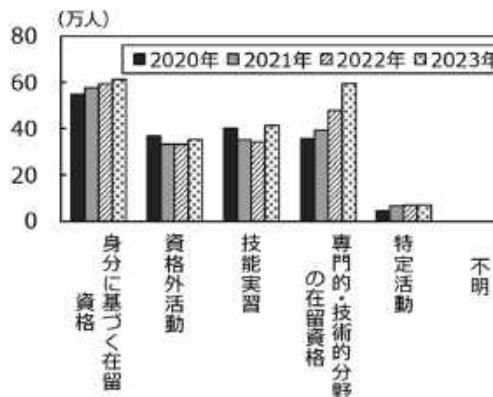
#### (2) 在留資格別（2023年10月末時点）



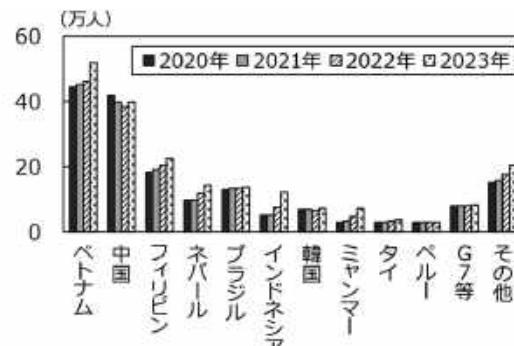
#### (3) 国籍別（2023年10月末時点）



## (4) 在留資格別の推移



## (5) 国籍別の推移



いずれも令和6年版 労働経済の分析 P33 (第1-(2)-13図) をもとに作成

資料出所 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 各年10月末時点の数値。

2) G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3) (2)の「不明」は79人となっている。



「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格（介護分野、宿泊分野など全14分野）。「特定技能2号」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格（建設分野、造船・舶用工業分野の2分野のみ）。（法務省HPより）

